

第1回伊予市参画協働推進委員会 会議録

【日時】 令和4年3月23日（水）9時30分～11時30分

【場所】 伊予市役所3階 庁議室

【出席者】

委員会委員：森田清延、橘慶子、梶原辰規、武内英治、小西千鶴子、原田浩明、富田敏、
以上7人

事務局：総務課（向井功征、赤尾章司、関木浩司）

【欠席者】

なし

【次第】

開会

1 説明事項

(1) 伊予市自治基本条例について

1. 制定の経緯
2. 条例解説

(2) 伊予市自治基本条例の施行状況について

2 その他

今後の予定について

閉会

【内容】

開会

1 説明事項（伊予市自治基本条例について）

議長： それでは、議事を進行したいと思います。

会議の円滑な進行にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次第の6 説明事項の（1）伊予市自治基本条例について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 総務課市民行動推進室の関木と申します。私から、伊予市自治基本条例の制定

の経緯について説明をさせていただきます。失礼とは存じますが、座って説明をさせていただきます。

先ほど、赤尾補佐が説明をさせていただいたとおり、本員会の設置の目的は、「自治基本条例の施行状況及び実態把握に関すること。」、「この条例の見直しに関すること。」と大義名分がございますので、この条例の制定に至るまでの経緯と、本条例の各条の解説につきましてご説明申し上げます。

また、前回からの継続の委員の皆さまには、同じ内容となりますが、今一度、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、背景についてでございます。

平成12年4月地方分権一括法が施行され、国と地方の役割を見直し、国から地方に権限移譲を行うことで、地方が個性を生かした地域づくりができるようになりました。

当然のことながら、自治体は権限をもつことによって、これまで以上の責任をもって地域づくりに取り組む必要が生じることとなります。

この地域独自のまちづくりが自治基本条例に繋がってまいります。

自治基本条例とは、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治の仕組みの基本ルールを定めたものです。

分権推進により、地方自治体は自律的な地域づくりの主体となる役割を担うことになりました。

また、NPOやボランティアなどによる地域活動が様々な分野に広がり、公共のサービスは行政が全て受け持つという時代は終わり、市民と行政がより良いパートナーシップを築き、それぞれの役割分担のもと、その責任を果たしながら「協働」のまちづくりを進めていくことが求められるようになりました。

つづきまして、本市の状況でございます。

そのような中、本市においても、合併後の新市において、新市のまちづくりの手法として「参画と協働」の推進を掲げ、新しい住民自治のあり方や自治基本条例を検討することになりました。

本市の条例制定の背景については、お配りしております「伊予市自治基本条例」を開いて1ページの左側「伊予市自治基本条例Q&A」に記載しておりますのでご覧下さい。

新市合併協議時の「新市建設計画」や「新市まちづくり構想」において新市のまちづくりの手法を定めるため、また、住民自治を制度として位置付けるために条例の制定を明文化していることから自治基本条例の制定が必要となったと

記載されております。

また、この条例施行により、行政運営上の様々な制度を明確に位置付け、体系化することで効率的・計画的な行政運営が可能となるとともに、市民と行政の役割分担について共通理解を深める基礎となることが記載されております。

市の取組としては、合併後間もなくですが、平成17年10月より「伊予市総合計画策定審議会 参画・協働分科会」を設置し、おいて公募市民、学識経験者、市議会議員による検討をはじめました。

平成18年からは、伊予市の自治基本条例を制定するにあたって、基本理念や市民等の役割と責務について順次検討をしております。

その後、継続して分科会を実施するとともに、「市民アンケート」や「意見公募手続き」など市民の皆さまからのご意見を頂戴しながら、平成21年9月25日に条例を制定し、平成22年1月1日から施行のはこびとなりました。

そして、令和元年には、本条例の見直しが審議され、「現在の社会情勢にも適応していること、また、本市の取り組みもおおむね実施中であること、今後継続すべき内容であることから、見直しは必要ないことを判断する答申がされました。この見直しの審議には、本日ここにご参会の、武内委員長、小西副委員長、橘委員、梶原委員、他4の委員の皆さままでご審議をいただいたところでございます。

また、この条例の見直しに携わっていただきました委員の皆さまには、「協働」について、市民の皆様への認知度を高めることと、市民と行政が手を携えて「協働によるまちづくり」の一層の推進を図るために「伊予市協働の指針」を策定いただいております。

以上が、自治基本条例制定の背景とその後の経緯でございます。

つづきまして、条例解説にうつりたいと思います。

お配りしております「伊予市自治基本条例（解説付）」をご覧下さい。

この逐条解説は、条例制定当時に作成された資料であるため、一部、現在の内容と相容れない部分がありますがご了承願います。

また、すべての説明をすると、だいぶ時間がかかりますので、重要な部分のみ、ご説明をさせていただきます。

まずは本条例の前文でございます。

この条例の制定の由来・経緯と、その基本原理を述べたものであり、条例の理念を宣言し、明らかにするものです。

中段からですが、読ませていただきます

今、私たちには、恵まれた自然環境と歴史、文化を継承、発展させ、すべての市民が安心して快適に生活できるよう自治体のあり方を見直し、市民、市議会及び執行機関が協働して、時代に即した地域社会を形成することが求められています。

そして、少子高齢化が進展し生活環境が激変する中、市民一人ひとりが、これまで以上に自治の主体としての責務を自覚し、「自らの地域は自らの手で築き上げる」という意思と責任を明確にするとともに、市民自らが考え、共に助け合い、行動する住民自治のまちづくりを推進していかなければなりません。

ここに、伊予市の目指す住民自治の理念や基本的な仕組みを明らかにし、参画と協働のまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。

続いて、第1章の総則でございます。

第1条の目的についてでございます。

この条例が目指す目的、つまり、自治の進展を図ることで、個性豊かで活力ある地域社会を実現すること、それとともに、現在だけでなく次世代にも託されていることをうたっています。

なお、自治の基本理念は第4条に、基本原則は第3章と第4章に規定しています。

続いて、2ページ、第2条、最高規範性でございます。

本市が定める例規の最高規範として位置づけられていることを定めています。

法律等の上位法の範囲内で定められる本市の条例ですが、この全てにおいて、この趣旨に基づき制定や廃止の手続き、また、運用がなされなければならないことを定めています。

続いて、第3条、定義でございます。

この条例で使用される用語のうち、共通認識をしておく必要がある重要な用語として、4つの用語の意味を定めています。

特に、住民自治の根幹をなす市民については、本市に関わる全ての個人や団体が対象となることを定めています。

続いて、第4条、自治の基本理念でございます。

この条例の前文や第1条の目的を達成するための自治の基本理念、つまり、こうあるべきであるという根本的な考え方を示しています。

資料は3ページになります。第2章の市民の権利並びに市民、市議会及び執行機関の責務についてですが、第5条から第11条が第2章となります。第2章では、「市民」「市議会」「市長」「市職員」の果たさなければならぬ責務に

ついてうたわれています。

第5条、市民の権利でございます。

この条例の目的である自治の進展を図るため、市民が保障されるべき基本的な権利を定め、条文化することで確認を行っています。

続いて、第6条、市民の責務でございます。

この条例の目的である自治の進展を図るため、市民が果たさなければならない責任について定めています。第5条の市民の権利に対応しています。

続いて、4ページ、第9条、市長の責務についてでございます。

この条例の目的である自治の進展を図るため、市長が果たさなければならない責任について定めています。

市長は執行機関の一つであると同時に、市民から直接選挙で選ばれた市の代表者であることから、市長以外の執行機関とは区別しています。

資料は5ページ、第3章市政運営の原則で、第12条から第19条で構成されています。

第12条、総合計画でございます。

伊予市自治基本条例制定当時、地方自治法により総合計画策定の義務がありましたが、平成23年8月1日の地方自治法改正により、その義務は廃止となりました。

しかし、本市の「まちづくり」のためには、この総合的かつ計画的、効率的な行政運営を進めるために必要不可欠であることから、引き続き、自治の基本理念に即した総合計画を策定することとし、計画の進捗管理や、総合計画に基づく行政分野ごとに計画の策定を行うこととしております。

続きまして、6ページ、第14条、行政評価でございます。

行政評価とは、執行機関が行う政策、施策、事務事業について、「市民にとっての効果とは何か」、「当初期待したとおりの効果は上がったか」など妥当性、有効性、効率性の観点から検証、評価し、事務改善や計画の見直しの判断材料とし、よりよい行政運営を図る手法です。

市は、行政評価を実施するとともに、その過程において、市民からの意見を聴取したり、成果の達成度を公表することで、透明性と客観性を確保し、市政運営の向上を図らなければならないと規定しています。

資料7ページ、第16条、説明責任でございます。

まちづくりにおいて、市民の意見の提案・反映（参画）、市政等への協力（協働）を推進するためには、執行機関が政策立案に係る経過やその内容、効果等について市民に説明する責任があることを規定しています。

市の説明責任の責務が全うされることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めることが可能となります。

第18条、意見等への対応でございます。

執行機関は、市民の市政への参画を促すため、意見公募など他の手段によらない市民の意見や提案、要望、苦情などに対しても、的確かつ誠実に対応しなければならないことを規定し、その対応のための手順及び体制を整備しなければならないことを規定しています。

続きまして、資料8ページ、第4章、参画と協働の原則でございます。

第20条、参画と協働についてです。

伊予市の自治の進展を図るため、市民の市政への意見の提案・反映である参画と、まちづくりのために市民と市が協力して行う協働を、相互の理解と信頼に基づき、市全体で取り組みを行うことを明らかにしています。

続いて、第21条、意見公募手続制度についてです。

意見公募手続制度とは、行政が施策などの意思決定を行う前に、広く市民からの意見を募り、意思決定に反映させることを目的とした制度です。

市民の市政への参画と協働を保障するために必要となる意見公募制度について規定しています。

条例制定に関するもの以外にも、市民生活に直結し重要な影響を与えるものや事務事業評価などが対象となり、募集した意見については、ホームページや広報誌などで公表しなければならないことを規定しています。

続いて、9ページ、第22条、審議会の運営についてです。

審議会等の委員の公募等について規定しています。

審議会は、執行機関の要請に基づき審議、審査等を行いますが、参画と協働の理念に基づき、その過程で市民の意見を反映するため公募委員を選任することや、会議や会議録を公開しなければならないことを規定しています。

伊予市においては、「伊予市審議会等の委員の公募並びに会議録の公開に関する規則」を定めています。

続いて、第23条、住民投票でございます。

住民投票に関する基本的な考え方について定めています。

この住民投票とは、憲法や地方自治法で定める住民投票ではなく、条例によるものです。

住民投票とは、間接民主制度を補い、多くの住民の意向を直接把握するためのもので、市民参画の制度を保障する仕組みです。住民投票による結果は尊重されなければならないことを規定しています。なお、伊予市において、本制度は

設置されておられません。

続いて、資料10ページ、第5章、住民自治でございます。

第24条、住民自治組織でございます。

住民自治組織とは、第4条（自治の基本理念）に定める「多様な地域特性を生かしたまちづくり」を推進するため、市内において、共同意識の形成が可能な一定の区域の住民を単位として、地域のことを地域自らが決め、それを実行するために組織された団体のことである。

本条において、市は、住民自治組織の形成に対する財政的及び人的支援を行うよう求められる一方、住民自治組織については、自らが行う公共的活動の計画を策定することや、この計画が公表されることを求める規定となっている。

伊予市においては、「伊予市住民自治活動支援規則」を定めています。

続いて、第25条、協働推進拠点についてです

主に、住民自治組織などの形成や計画づくりを支援し、活動を補完し、情報を提供するための拠点とする自治支援センターを設置することを規定している。

伊予市においては、「伊予市協働推進拠点施設条例」を定めています。

続いて、11ページ、第6章、推進体制でございます。

第26条、参画協働推進委員でございます。

参画と協働に関する事項を調査協議するための推進体制について基本的な事項を規定しています。

本委員会は、市長の附属機関として設置されるもので、各課等が実施する施策等について、委員会で調査審議していただくことにより、自治基本条例の施策の改善が図られます。

続いて、第7章、その他でございます。

第28条、情勢への適応についてです。

この条例が本市の市政運営の基本ルールとなることから、情勢の変化に適応するよう見直しを求め、見直し期間として5年以内を設け、市の施策も本条に基づき必要な措置が講ぜられるよう規定しています。

以上、伊予市自治基本条例の制定の経緯と本条例の解説の説明とさせていただきます。

繰り返しの説明となりますが、本委員会の開催の趣旨は、「本条例の施行状況や実態調査に関すること」「本条例の見直しに関すること」をご審議いただくこととなりますので、本条例の制定の経緯から各条の解説につきましてご説明をさせていただいた次第であります。

次回以降の委員会において、県内市町の条例の内容や改定状況について、資料をご準備させていただきまして、ご審議いただければと存じます。

また、この後、自治基本条例における本市の執行状況について、ご説明させていただきますので、もう少し、腹入りができるものと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

議 長 : ありがとうございます。

事務局からの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

議 長 : なかなか理解しにくいですが、どうでしょうか。

何を質問すればよいかかわからないということもありますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 : 続いて、(2)伊予市自治基本条例の施行状況について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 続いて、伊予市自治基本条例の施行状況調査について説明をいたします。資料はA3の資料をご準備ください。これは、自治基本条例の条ごとの行政の取り組みについてまとめたものとなります。昨年、すべての課を対象に調査した令和2年度の実績となります。文字が小さくて、大変申し訳ないのですが、この表の見方について、ご説明申し上げます。

表の一番上のオレンジに色を付けた部分の左から、「章」の項目でございますが、これは条例の第1章の総則から第7章のその他までの分類で分けております。続いて、「条見出し」と「条」と「項」の項目でございますが、第1条から第28条ごとに分け、また、「項」によりさらに細分化しております。続いて、「規定内容」につきましては、細分化された項目ごとに、内容について、分かりやすく記載しております。続いて、「課名」は、回答があった課名を記載しています。続いて、「具体的施策とその内容」、「実績」、「実施状況」、「補足説明」と続きます。

表をご覧いただくと、赤文字があったり、見え消し線があったりしますが、これは、平成30年度と令和2年度の調査結果の比較となります。

赤文字は、前回の調査結果では無かったが、今回の調査では回答があったもの。

見え消し部分は、逆に、前回はあったが、今回は回答がなかったものとなります。

時間の都合もありますので、主なものについてご報告いたします。

まず、第7条、市議会の権能と責務、1項、広範な意見の聴取、回答課は議会事務局でございます。具体的施策とその内容については、①請願・陳情の受理、②議会報告会の開催でございます。①の請願・陳情については、平成30年度が請願1件陳情3件、審査除外3件だったのに対し、令和2年度は陳情4件となっています。また、議会報告会の開催については、新型コロナウイルスの影響もあり開催はしなかったとのことでもあります。

続きまして、第9条、市長の責務、2項、具体的施策とその内容が、行政活動の目的を公開でございます。実施状況は、赤文字部分になりますが、ホームページ内にて、行動予定及び行動記録、交際費を公開するとともに、所信表明などにより、行政活動の目的を公表し、透明性を確保している。でございます。補足事項としまして、市長の行動予定は10日ごとに更新、行動記録は1か月ごと、交際費の使用状況も同じく1か月ごとに更新されています。

続いて、その下4項になります。

職員の人材育成、職員研修事業でございます。研修受講職員が、職場内において研修で学んだことを周囲の職員に対し伝えることにより、研修効果が一層深まった。階層別研修、法制執務の研修、メンタルヘルス研修等を実施することにより、実務技術の向上及び職場内の環境改善について促す機会となった。

今後においても、繰り返し研修を実施することにより、職員職員全体のレベルアップを期待したい。との回答が総務課からありました。

続いて、第11条、市職員の責務、規定内容は必要な知識及び能力の向上に努めるでございます。全課の実績としまして、説明会、研修会へ積極的に参加することで、市職員として必要となる知識の習得や能力の向上を図った。と回答がありました。

続いて、第12条、総合計画でございます。1項、自治基本理念にのっとり、総合計画を策定する、未来づくり戦略室からの回答でございます。平成23年の地方自治法の改正により、地方自治体の基本構想の作成義務はなくなったが、伊予市においては、自治基本条例の規定に基づき、基本構想及び基本計画を策定した。

地方自治法における地方自治体の基本構想の作成義務はないが、本市は自治基本条例の規定に基づき、基本構想及び基本計画を策定する。令和2年度に策定したとの実績でございます。続いて、2項、総合計画の進行管理を的確に行う。でございます。達成事項としまして、第2次伊予市総合計画の各施策で掲げる目標に向けた進捗管理を行っている。なお、第2次伊予市総合計画後期基本計画はまち・ひ

と・しごと創生総合戦略を兼ねた計画であり、今後は、それぞれの施策項目で定めた新たな、目標値に向けた進捗管理を行う。との回答がございました。

続いて、第14条、行政評価でございます。1項では、市が実施する全ての事務事業について、一定の基準や指標を用いた行政評価に取り組む。2項では、評価結果は、市民に公表するとともに、外部委員からの評価を踏まえ、庁内における最終判断を下すことで行政運営におけるマネジメントサイクルを働かせる。

事業の目的を明確にした上で、市民目線に立って取組の実績や成果を数値化して表現し、客観的に現状把握・評価・検証を行う。行政評価によるPDCAサイクルの構築するとのことで、実績としましては、市民公開が年2回、外部評価が年8回、28事業との回答があります。実施状況は、達成事項としまして、担当者による自己判定、所属長による一次判定、部長等による二次判定を行い、経営者層による最終判断を行っている。客観的な手法として、市民意見公募及び行政評価委員会による外部評価を取り入れている。施策や事業評価結果は議会に報告し、ホームページを通じて公開している。また、事業実施に伴う課題は、翌年度に解決に向けた行政活動に反映させるという、マネジメントサイクルを機能させている。でございます。

続いて、第16条、説明責任でございます。政策に係る経過、内容、効果等の市民への説明責任。未来づくり戦略室からの回答でございます。政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過や内容、効果等について市民に分かりやすく説明する。実績は随時、実施状況は、達成事項としまして、計画策定や事業実施、評価を行う審議会や委員会の資料並びに議事録をホームページに掲載し、結果に至るまでの過程を明確にしている。でございます。

続いて、第18条、意見等への対応、1項、市民からの意見・提案に対する対応、これも未来づくり戦略室からの回答でございます。市民が市政に意見を表明し、又は提案する仕組みとして目安箱を設置し、積極的な市政参画により、参画と協働のまちづくりを推進する。実績としましては、平成30年度実績が28件に対して、令和2年度は33件となっています。また、実施状況としましては、市民からの意見提案を回収し、担当主管課による回答及び処理方針を定め、提案者への回答、伊予市ホームページへの掲載を行った。また、この目安箱は、伊予市目安箱設置要綱に基づき、平成25年5月22日に設置をしております。また、その概要としましては、市民が市政に意見を表明し、又は提案することにより、市民が積極的に市政に参画することで、参画と協働のまちづくりを推進するため、目安箱を設置する。でございます。

続いて、第4章、参画と協働の原則、第20条、参画と協働によるまちづくりの

推進についてでございます。総務課からは宝くじ助成事業で実績が3件560万円補助率は10/10でございます。

福祉課からは、伊予市第3次障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に係るニーズの把握のため、アンケート調査の実施。

長寿介護課からは、敬老会実施事業、老人クラブ育成事業の回答がありました。敬老会につきましては、令和2年度はコロナにより補助事業を中止したとありますが、令和3年度は、要綱を改正し、新型コロナウイルス等で会が開催できない場合で、お祝いのみを渡すことについても、補助金を交付することとなった。とのことであります。また、老人クラブについては、延べ54団体、会員数2476人対して、支援を行った。との回答がありました。

続いて、農業振興課からは、グリーンツーリズム対策事業。メニュー数が16種類、体験者数は8513人でございます。コロナ禍による活動・移動制限によって大幅な体験者数の減少となった。との回答がありました。

続いて、経済雇用戦略課からは、市と市民は、まちづくりの目的と情報を共有し、相互理解と信頼のもと、参画と協働により公共施設の管理に取り組んでいる。とのことで、令和2年度新規業務としましては、JR南伊予駅駐輪場管理業としまして、地域住民の生活環境の維持・保全を目的としてJR駅駐輪場及び公共施設周辺の清掃・草刈等を地域団体に委託し、適切な管理に努めている。との回答がありました。

続いて、土木管理課からは、伊予市においては、多数の管理道路、管理河川が存在するが、現状全ての維持管理を行うことは困難であるため、地元団体に対して原材料支給で清掃道具を支給するなど、市民と協働し維持管理の向上を図る。実績は前回の6回に対し、令和2年度は4回となっております。実施状況としましては、市民からの要望により原材料を支給することで管理道路等の維持管理が行われた今後は予算額の増額等検討を行い、更なる目標達成を目指す。との回答でございます。

続いて、6ページ、環境保全課のクリーン伊予運動についてですが、実績としましては、令和2年度は中止、ちなみに令和3年度もコロナの影響により中止となっております。

続きまして、同じく第4章、第21条、意見公募手続制度、2項、意見公募に当たっての広報紙等での公表についてです。公募された意見については、市民等からの意見をもとに、実施機関の考え又は修正の内容を示すことにより、説明責任に努めるとともに、市民の市政への参画を促すことにより、行政運営の公正と透明性の向上を図る。としまして、実績は、平成30年度が13件に対して、令和2年度が

17件となっております。これは、募集をした件数でございます。

続きまして、7ページ、第22条、審議会等の運営でございます。市民課は伊予市国民健康保険運営協議会、福祉課の伊予市障害者福祉計画策定審議会、環境保全課の伊予市環境審議会、水道課の伊予市上下水道事業運営協議会など、令和2年度は、行政から、公募による委員等の募集を合計6回実施しております。

続きまして、第5章、住民自治に移ります。

第24条、住民自治組織でございます。1項、住民自治組織の形成に対する財政的・人的支援、具体的施策とその内容につきましては、過疎化、少子高齢化の進行による集落の再編、学校の統廃合や大規模災害など、地域が抱える課題に対処するためには、合意形成可能な一定の地域で組織をつくり、住民が役割を分担しながら自ら問題解決を図っていく必要があることから住民自治組織を広げていく。でございます。実績は、住民自治されだにの1件でございます。平成20年7月17日の設立当初から、平成30年度までは、魅力ある地域づくり事業補助金として財政的支援を実施し、令和元年度から地域まちづくり交付金として引き続き支援を実施している。未達成事項としまして、住民自治組織は、行政からの押し付けによるものではなく、地域住民が自発的に地域で合意形成しながら進めていくものであるが、「住民自治されだに」以外には設立にいたっていない。今後は、住民自治組織の必要性をとおして、制度の啓発を図っていく必要がある。でございます。また、補足説明としまして、令和2年度までは、均等割10万円と人口割としまして、人口に100円をかけた金額を交付しておりましたが、令和3年度からは、この基礎交付分に加えまして、住民自治組織が独自の地域活動に取り組む場合には予算の範囲内で交付金を交付する加算分の交付金を支給する制度に改正をしたところであります。

続きまして、第25条、協働推進拠点、自治支援センターの設置についてですが、実績がございません。未達成事項としまして、自治支援センターを各地区に設置しているが、住民自治組織及び市民への啓発不足から利用されていない。今後は、ホームページ等により情報提供を行い利用率の向上に努めるとともに、協働に関する情報提供についても内容を充実させていく。と回答がありますが、これは、本日の最後の協議事項であります、今後の予定にて詳しく説明をさせていただきます。

以上が各課からの報告となっておりますが、全ての事業が網羅されているものではないことを報告いたしますとともに、今後、継続して本委員会に報告していく内容であることから、内容を充実させるため各課へ引き続き協力依頼を行ってまいります。

以上が、自治基本条例における本市の令和2年度の施行状況でございます。

本条例は、説明をしましたとおり、全市民や関係団体、及び、議会や行政など本市全体に関わるものであります。

条例の見直しは、令和6年度に結果を報告する予定としております。

時間的な余裕はあるように感じますが、今年度には、見直し作業の方向性について審議していただき、令和5年度から作業を進め、令和6年度の中ごろには、案を作成し、意見公募を行い、結果を報告していきたいと存じます。

見直し作業についても、アンケート調査や市民や有識者による検討会など様々な手法があると考えられますので、先進事例等を参考にしながら、令和4年度には、その方向性を決定したいと考えておりますので、委員の皆さまのご協力をお願いいたしく存じます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 : はい、ありがとうございます。

なにか、ご意見、ご質問等はございますか。

委員A : はい、まず3ページの第17条、外郭団体についてですが、実施状況では、第3セクター等は決算について所定の様式にて情報公開を行っている。と回答がありますが、所定の様式というのはやめて、すべてを公開して欲しい。

また、同じく3ページ、18条の市民からの意見・提案に対する対応のところですが、農業委員会の農地法に基づく運用をについて、適切かつ誠実な対応を行っている。とございますが、今、新規就農者がたくさんいます。そういう方に対して、農地を所有するにも借りるにも、農業者として認定されなければ農地を持つことができないが、農業委員会の審査であったりと、時間がかかる。もっと、迅速に審査をして、移住すればすぐに農業ができる体制をしてあげればいいと感じています。

議長 : 今の意見につきまして、事務局から説明をお願いできますか。

事務局 : まず1点目の農業委員会につきまして、こちらは、3ページの上から4つ目、農業委員会からの回答で、赤文字の部分、農地法に基づく、運用を行っており、特に農地転用に関する意見・提案に対しては適切かつ誠実な対応を行う。との記載がございます。この適切かつ迅速についての部分についてのご質問でございますが、これは、処理が非常に遅いとのこと指摘でございますでしょうか。

委員A : 移住者についてですが、まずは職に就きたいという、農業をやってみたいという意

見が特に多く、しかし、農地の譲渡するということが難しく、また、農地を借りるというところをもっと迅速にしていれば、伊予市の農業が発展していくと思います。

事務局 : 例えば、移住で農地を持たない方が、新規就農をするのに、5反ですかね、失礼しました。3反を一気に所有したり、借りて農地を持たないと、農業者と認められないとのことで、その後の農地の所有をできない。これを迅速にして欲しいということでしょうか。

委員A : 少し前までは、5反が要件であったが、この要件は、2・3年前に変わって3反となった。しかし、農地が少なくなっても、譲渡してもらえなかったりすると、農業というのはやっていけないじゃないですか。そこで伊予市として、譲渡の迅速化というか、そういうのを早くやってあげないと、生活しないといけないじゃないですか。誠実はもちろん大事ですけど、そういう迅速なことを早くやらないと、いけないんじゃないかなと思います。

委員B : 農業委員会は月に1回しか開かれない。また、その書類を作成するにも時間がかかる。という形でどんどん遅くなる感じです。だからのその手続きを簡素化すれば迅速になると思う。それができればの話ですけど。

議長 : そういう意見がでておりますが。

委員C : 農業委員会もありますけど、その前に、相談を受け付けているようなこともやっているみたいです。

委員B : まあ、どうしても、所定の書類をそろえないといけないというのがあるので、どうしても時間はかかるのかなあと思う。

事務局 : こちらに関しましては、本日の委員会の委員から出た意見として、農業委員会にお伝えをさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長 : これは移住者に対してですか。

委員A : 移住者に限らず、一般の方に対してもです。農業をしたいという方もいらっしゃる

ますし。

議長 : 2点目の質問について説明願います。

事務局 : 2点目のご質問が、経済雇用戦略課の3ページの上から5つ目の出資団体への支援及び要請。また、団体への出資又は、業務の委託する場合の当該団体への情報開示請求のところの市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護を求めるとともに市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行っている。の項目。経済雇用戦略からでてきたのもで、こちらの実施状況、達成としまして、第3セクター等経営改革プランに基づき、市の出資団体の決算については所定の様式にて情報公開を行っている。この所定の様式の部分が足りないという感じなのでしょうか。

委員B : 一般の人が、該当する施設に対して、指定管理者とか、助成金とか、どういうふうにお金が使われているのかが見えない。ここの所定の様式というのが曲者で、見せてはいけないものを隠しているのではないかと感じてしまう。やっぱり一般市民の誰もが見えるようにして、まちがってないかを判断してもらった方がいいのではないかと思います。市役所でいろいろやっていることに対して、見えない部分がたくさんある。それをホームページで載せてます。とってごまかして、実際高齢者の人たちはホームページなんて見ない。そういうことと、もう少し市民の人に的確に情報というものを見せるようにしてほしい。

事務局 : 委員のご意見はもっともだと思います。なかなか、決算書そのものを見ても内容は分かりにくいということもございます。三セクの報告につきましては、出資比率等につきましては議会の方でも、報告があるんですけども、できれば、おっしゃられたような、様式を分かりやすく、まとまったような形のもので、提供ができないかどうかを、三セク関係部署と協議しまして、取り組めていけるようにしてまいりたいと思います。

議長 : どうしても決算書は、貸借対照表とかでてくるから、慣れた人じゃないと分かりにくいというのはある。

委員A : 分かる人は分かると思うが、やっぱり分からない人に分かりやすくしていただきたい。

事務局 : 分かりやすい概要的なものであったり、伊予市であれば財政状況の公表を広報紙等でもしておりますけれども、グラフであったり、見やすいもので、できるのであれば、そういったこともまた相談してみたいと思います。

議長 : ありがとうございます。
そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

委員D : 私は、はじめてこの委員会に出席したわけなんですけれども、まちがった質問であればご容赦願いたいわけなんですけれども、今事務局の方から、自治基本条例の施行調査等についてご説明いただいたわけなんですけれども、正直言って分かったようで分からない。説明が悪いわけではない。表自体を非常によく見ていかないと分からないという点もあるし、令和2年度の行政評価を見させてもらった経験では、目標値があって、それが数値化されている。それに対して、今年度はだいたい何%達成しているという見せ方をしていた。ある程度客観的に数値化をしないと分かりにくいんじゃないかと思う。今後、この条例の見直しについて話し合いをしていく上で、適正な判断をするうえで、もうすこし、この調査票の改善をしていただければと感じています。文章にさせていただくのはありがたいが、それだけではなく、目標の数値があって、それに対して、今年度はこれぐらいの達成割合があったという標記があったらいいのではないかな。もし改善できるようでしたら、お願いしたい。

議長 : はい、ありがとうございます。
事務局は、こういう指摘があったということで改善をお願いします。

事務局 : おっしゃる通りでございます。この調査につきましては、2年に1回、全課に調査をしているところでございますが、次回の調査では、委員の皆さまにもっと分かりやすい調査結果となるようにして参ります。

議長 : 事務局には、次回以降、改善をお願いします。
委員からの農業委員会と三セクのご意見については、事務局としてどう対処しますか。

事務局 : この委員会後、担当課にお伝えをさせていただきます。

議長： そのほか、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日、予定されておりました案件は以上です。

委員の皆様におかれましては、貴重なご意見を頂きますとともに、円滑な議事進行にご協力を頂きありがとうございました。

これをもちまして「第1回伊予市参画協働推進委員会」の議事を終了いたします。

それでは、進行役を事務局へお返しいたします。

事務局： 武内委員長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。

それでは、次第の7（その他）に移ります。

事務局より何か連絡事項等ないでしょうか。

事務局： それでは、事務局より今後の予定について、4点ご説明申し上げます。

1点目でございますが、先ほど説明させていただきました自治基本条例の見直し作業の進め方の検討についてでございます。

次回以降の委員会において、他市の取り組みや先進事例等の資料を収集してご審議いただきたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

2点目は、住民自治組織の区域設定についてでございます。

現在、住民自治組織の区域は、「伊予市住民自治組織活動支援規則」で、おおむね200人以上で組織していること、小学校区に住所を有する者及びこれらの者の地縁に基づいて形成された団体の大多数で構成されていること。と規定されています。

平成20年に設立された「住民自治されだに」以降、未だに新たな住民自治組織の設立がなされていないことについて、昔ながらの地縁に基づく自治会の絆の強さが、小学校区単位の組織づくりに難色を示しているとの意見をいただいております。

伊予市全域に住民自治組織の設立を推進するうえで、行政は何をしなければならぬか、規程されている区域について、規則を改正する必要があるか。などを次回以降、ご審議いただければと存じます。

3点目は、自治支援センターの効果的な活用についてです。

本市には、自治支援センターが3箇所ございます。市庁舎1階のオープンスペースと、中山・双海地域事務所の一角でございます。

しかしながら、あまりといたしますか、まったく使用がなされていない状況でございます。

本会の冒頭で市長があいさつしたとおり、人と人とのつながりは楽しさや生きがいを生み、そのつながりの輪が広がることで新たなアイデアや地域課題の解決に向けた取り組みが進んでいくものと考えます。

そこで、このスペースの効果的な活用方法について、ご検討いただきたく存じます。

最後、4点目でございますが、地域づくりに関する補助金の制度設計についてでございます。

令和4年度の当初予算として、「がんばる地域コミュニティ応援事業補助金」というものを計上しております。

概要は、「3万人が住み続けられるまち」「誰一人取り残さない伊予市」の実現のため、町内会や自治会、まちづくり団体、NPOなどを対象に、新たな地域貢献活動に対して支援するものであり、また、複数年度にかけて支援し、持続可能な団体を育成すること目的とした補助制度であります。予算額は50万円であります。

この補助事業について、委員の皆さまに、補助対象者や対象事業、補助額、補助率について制度設計をお願いするものであります。

これは、次回の委員会において、案をお示しご審議いただきたく存じます。

以上、4点について、令和4年度に3回程度、本委員会を開催しご審議いただきたく存じます。また、次回の第2回につきましては、5月の連休前までに開催したいと考えております。

次回以降の委員会におきましては、審議内容の資料を事前に送付させていただき、ご確認をいただいたうえで、当日には、意見を出し合うような形式で、行いたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

事務局 : その他なければ、委員会を閉会いたします。
本日は大変お疲れ様でした。

11時30分 閉会